

第 54 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和元年度特別検討小委員会議事要旨

開催日時	令和元年 8 月 19 日（木） 13 時 30 分～14 時 50 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 3 人） 中 睦 平井建志 佐野洋史</p> <p>労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 大江彰宏 中村猛利</p> <p>使用者代表委員（定数 3 人） 石田秀幸 石井 太 西田保夫</p> <p>事務局 4 人 足立労働基準部長、高津賃金室長、辰巳室長補佐、吉川賃金指導官</p>
主要議題	<p>委員長及び委員長代理の選出について</p> <p>滋賀地方最低賃金審議会小委員会運営規程について</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性について</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定等の報告について</p>
議事要旨	<p>委員長に公益代表委員の中委員、委員長代理に公益代表委員の平井委員を選出した。</p> <p>事務局から「滋賀地方最低賃金審議会小委員会運営規程」を説明。</p> <p>事務局から「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械機器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の改正についての申出、並びに「百貨店、総合スーパー」の新規の決定の申出がなされていることを報告。</p> <p>使用者側は「窯業・土石製品製造業」、「一般機械機器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」の必要性については同意。</p> <p>「新繊維工業」、「各種商品小売業」については必要性を認めず。地域最低賃金の上り幅が大きいことから最低金額を保証するという意味では地域最低賃金対応でよいとの主張。</p> <p>「百貨店、総合スーパー」の新設については、「各種商品小売業」と変わ</p>

らないことから新設の必要性はないと主張。

したがって、「新繊維工業」、「各種商品小売業」、「百貨店,総合スーパー」については、全会一致に至らなかったことから必要性有りとはならなかった。

小委員会報告を作成し、滋賀地方最低賃金審議会に報告することとなった。

本年度、運営小委員会は開催しないことを決議。